

県営名古屋空港に関する要請書



令和 5 年 8 月
県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港に関する要請

県営名古屋空港は、小型機拠点空港としてビジネス機専用ターミナルを整備し、開港以来、国際ビジネス機の受入に取り組んでまいりました。特にC I Q関係機関におかれましては、専用ターミナルを活用した短時間で円滑な審査を実施していただき、国内外の利用者から高い評価をいただいております。

県営名古屋空港では、2022年の民間機の年間着陸回数は2万回を超え、乗降客数は83万人とコロナ禍前の水準に戻りつつあります。とりわけ、国際ビジネス機の利用では、主要空港に次ぐ全国8番目の規模となっております。

愛知県においては、2022年11月にジブリパークが開園し、連日国内外から多くの方々にお越しいただき、大変な賑わいを見せています。今年3月にはアメリカのタイム誌が発表した「2023年世界の最も素晴らしい場所（THE WORLD'S GREATEST PLACES OF 2023）」50選に名古屋が選ばれ、7月には市内に5つ星ホテルがオープンするなど、今後ますます訪日高付加価値旅行者の誘客が見込まれます。また、モノづくりの産業集積地として自動車産業や航空宇宙産業等の次世代産業の振興に取り組んでいることから、国際ビジネス機の需要拡大が大いに期待されます。

こうした中、今年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」では、多極化や地域活性化を推進し地方創生の取組として、観光・インバウンドの回復に向けた「C I Q等の受入環境の整備」が明記されております。

当協議会といたしましては、コロナ禍からの回復期において県営名古屋空港が重要な役割を果たすべく、海外から飛来する国際ビジネス機の運航環境の改善を進めることにより、ビジネス機の拠点化、利用促進の取組をより一層積極的に推進したいと考えております。

つきましては、下記の事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

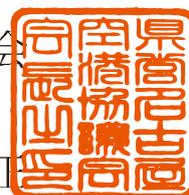
- 1 国際ビジネス旅客の空港の出入国手続について、国土交通省航空局の通達の内容を踏まえ、引き続き柔軟な対応をお願いします。
- 2 年間 80 万人以上が利用し、国際ビジネス機の利用者にとっても利便性の高い県営名古屋空港における運航の安全をより確かなものにするため、航空自衛隊小牧気象隊から気象庁へ通報されている観測結果を基に、まずは飛行場時系列情報を早期に配信されるようお願いいたします。

将来的には、とりわけ海外の運航事業者等が運航するにあたり重要な気象情報となる、世界標準の運航用飛行場予報（T A F）を配信されるようお願いいたします。

令和 5 年 8 月

県営名古屋空港協議会

会 長 嶋 尾 正



○外国航空機の運航に係る申請期間の特例の概要

国土交通省では、高付加価値旅行者の誘客促進のため、観光目的の外国籍ビジネスジェット（プライベートジェット）の運航の許可に関する航空局への申請期限について、従前の「10日前まで」から、商用目的の申請期限と同じ「3日前まで」に短縮し、受入環境整備の取組を進めることとした。なお、3日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められる事情がある場合には、24時間前が申請期日となる。これらの申請に当たっては、使用空港におけるスロット等の調整及びC I Q官署との調整を了しておくことが必要である。

国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課長通達 別表（抜粋、令和5年5月30日制定）

| 根拠規定 | 要件 | 期日 |
|---------------------------------------|--|----------------|
| 一 省令第230条の2（外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可申請） | イ 次のいずれかに掲げる場合（ロに該当する場合を除く。）の申請であること。 ① 医療目的で本邦に出入国する個人（随行する者を含む。）のみを運送する場合 ② 観光目的で本邦に出入国する個人（随行する者を含む。）のみを運送する場合 ③ 給油のみのために離着陸する場合 | 離着陸の予定期日の3日前 |
| | ロ 次のいずれかに掲げる場合の申請であって、離着陸の予定期日の3日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められる事情があること。 ① 商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみを運送する場合 ② イ①から③までのいずれかに掲げる場合 | 離着陸の予定期日の24時間前 |

○国際ビジネス機の飛来状況

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 飛来機数 | 65 | 69 | 83 | 76 | 80 | 62 | 79 | 66 | 75 | 12 | 3 | 27 |
| 内訳 | 外国国籍機 | 53 | 55 | 76 | 66 | 57 | 47 | 62 | 65 | 3 | 2 | 26 |
| | 日本国籍機 | 12 | 14 | 7 | 10 | 23 | 15 | 10 | 10 | 9 | 1 | 1 |

○他のTAF等配信空港と県営名古屋空港の空港利用実績比較

| | 種別 | 着陸回数/回 | | 乗降客数/人 | | | 飛行場予報 |
|--------|--------|--------|-------|---------|-------|--|-------|
| 名古屋 | その他 | 18,330 | ⑪ (1) | 451,961 | ⑳ (4) | | |
| 八尾 | その他 | 9,847 | ⑱ (3) | 0 | — (0) | | 時系列情報 |
| 百里（茨城） | 共用 | 1,666 | ⑳ (0) | 257,685 | ㉑ (0) | | TAF |
| 美保（米子） | 共用 | 1,435 | ㉒ (1) | 171,037 | ㉓ (0) | | TAF |
| 帯広 | 特定地方管理 | 6,514 | ㉔ (0) | 257,011 | ㉕ (0) | | TAF |
| 女満別 | 地方管理 | 4,062 | ㉖ (1) | 409,410 | ㉗ (0) | | TAF |
| 福島 | 地方管理 | 3,781 | ㉘ (0) | 87,588 | ㉙ (0) | | TAF |
| 出雲 | 地方管理 | 4,922 | ㉚ (0) | 387,281 | ㉛ (0) | | TAF |
| 松本 | 地方管理 | 3,499 | ㉜ (0) | 116,225 | ㉝ (0) | | 時系列情報 |
| 能登 | 地方管理 | 1,096 | ㉞ (0) | 36,815 | ㉟ (0) | | 時系列情報 |

令和3年空港管理状況調書（国土交通省航空局）より抜粋、丸数字は順位、（ ）内数値は国際線

○県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港が、小型機の拠点空港として、当地域の一層の発展に寄与するよう地域を挙げて支援していくため、地元自治体、経済団体及び関係企業・団体等が参加し設立した。

- ・設立日 平成17（2005）年1月28日
- ・組織の概要
 - 会 長：名古屋商工会議所会頭
 - 副 会 長：愛知県副知事、名古屋市副市長、春日井市長、小牧市長、豊山町長
 - 事 務 局：名古屋商工会議所
 - 会 員：特別会員・・・自治体（67団体）、団体関係（65団体）
賛助会員・・・趣旨に賛同する企業（19社）
- ・事業内容 県営名古屋空港の利用促進に関する事業、県営名古屋空港の整備に必要な諸事業